

一般競争入札公告

社会福祉法人 悠々会
理事長 山岸 祐子

社会福祉法人 悠々会 の発注する「まーぶるきらり保育園 テナント改装工事」について、下記のとおり公告します。

記

1、入札対象工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名称 | まーぶるきらり保育園 テナント改装工事 |
| (2) 工事場所 | 川越市大字砂字亀原909-11、他 |
| (3) 工事内容 | 建築工事一式（内部改装、電気設備、機械設備） |
| (4) 工事期間 | 契約確定日から令和3年2月28日まで（予定） |
| (5) 建物概要 | 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上4階建
建物用途：認可保育所 定員60名
敷地面積：3,412.53㎡（全体）
改装床面積：360.36㎡（1階テナント部分） |

2、入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | （非公表） |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公表） |
| (4) 入札保証金 | 無（免除） |

3、入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者）に定める要件に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 平成31、32年度川越市入札参加資格者名簿（建設工事請）＜令和2年7月1日付＞に、業種を建築で登録されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 川越市、格付等級B級以上であること
 - ② 川越市、又は川越市に隣接した市町村（上尾市、川島町、さいたま市、坂戸市、狭山市、鶴ヶ島市、所沢市、日高市、富士見市、ふじみ野市、三芳町）に契約権限のある本店を有すること

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県又は川越市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある企業でないこと。

4、一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付日時 **令和2年10月26日（月）午後5時必着**
- (2) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - ② 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
 - ③ 会社案内・会社経歴書
 - ④ 建設業許可証明証の写し
 - ⑤ 平成31、32年度川越市建設工事入札参加資格ランク及び資格審査数値記載のある書類
 - ⑥ 法人登記簿謄本

※上記様式の書式は、下記問合せ先まで電子メールにて請求のこと
件名を「入札参加確認申請書送付希望」としてください。
- (3) 提出方法
下記問い合わせ先に連絡の上、持参または郵送でも可(上記締切日必着)
なお、提出書類は返却いたしません。
- (4) 提出・問合せ先
社会福祉法人 悠々会
TEL : 048-963-8100 FAX : 048-963-8118
住所：埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目533番3
担当：梅山
メールアドレス：marble@m-yuuyuu.jp
- (5) 入札参加資格の結果は、令和2年10月27日（火）午後5時までにファックスにて通知し、入札参加通知書は後日、郵送する

5、設計図書の配布

- (1) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書」を郵送にて配布する。
令和2年10月28日（水）午前必着 とし、書類が届きしだい法人本社にメールにて通知すること。件名を「設計図書等の受領確認通知」としてください。
(現場説明は行わないものとする)
※送信した図面関係は、見積以外には使用しないこと
- (2) 設計図書等に対する質疑
期日は、**令和2年11月 5日（木）午後 5時まで** とする。
質疑は所定様式のデータのままメールでお送り下さい。追って原本はご郵送くだ

さい。質疑がない場合でも、所定の様式に「質疑なし」と記載しメールでお送り下さい。件名を「設計図書等の質疑」としてください。

提出先 株式会社實徳設計

TEL : 048-840-2350 FAX : 048-840-2351

住所：埼玉県さいたま市中央区鈴谷2丁目794番地

担当：山口

メールアドレス：mikitty.yamaguchi@gmail.com

(2) 設計図書等に対する回答

令和2年11月10日(火)午後5時まで にメールにて回答する。

回答は、全ての入札参加業者へまとめてご回答致します。

6、入札

(1) 日時 **令和2年11月19日(木)午前10時から** (10分前までに受付完了すること)

(2) 場所 **まーぶる保育園内 応接室**

住所：埼玉県さいたま市北区宮原町1丁目533番3

7、落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は、2回まで実施するものとする)
- (3) 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札が行うことができる。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、最低価格者との間で随意交渉を行う。なお、最低価格者に契約締結の意思がない場合は順次、次の低価格者を対象として随意交渉を行う。随意交渉の際に予定価格、その他の入札条件の変更は認めない。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8、入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印で封印し提出のこと。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札落札者は、入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ③ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものがした入札
 - ④ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - ⑤ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印のないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明らかでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をしたものがしたもの
 - ⑥ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9、契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第13条第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書を添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除すること。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県、市等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、落札者と協議して決定する。

10、特記事項

- (1) 落札者は工事請負契約後、川越市新河岸駅前複合賃貸マンション建築工室内装監理室と工程、現場管理の報告内容等の打ち合わせをすること。
- (3) 川越市新河岸駅前複合賃貸マンションの建築確認検査、消防検査（2月上旬予定）に本保育園も検査対象になることから、検査時期、検査立ち合い等を協力して行うこと。
- (2) 周辺道路の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行に支障のないように交通の安全確保に努めること。
- (3) その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、県、市から指導等があった場合は、これに従うこと。